

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2014年7月15日発行
第110号

発行所/マンション問題総合研究所 〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2F

編集/マンション問題総合研究所・NPO埼玉管ネット 編集人/佐々木 一

Tel 048-887-9921 事務所Fax 048-887-9924 相談専用D-Fax 020-4664-6209



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 NPO埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見書を提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク（会員）・理事団体

会員 マンション 紹介



サンライトマンション 中央Ⅲ番館

越谷市千間台

築 1987年（昭和62年）

階高7階 1棟 44戸

委託管理

管理会社 東武ビルマネジメント

夏号

Summer

- 管理組合活動にもっと関心を … p.2
- 「平成25年度マンション総合調査結果」
を公表 … p.3
- 第44回マンション管理組合
実践セミナー報告 … p.4
- 第43回マンション管理組合
実践セミナー報告③ … p.6
- 連載 私のまちはどんな町②⑤ … p.7



「管理組合活動にもっと関心を」
— 安心・安全・快適な住環境の為に —

NPO 埼玉管ネット 会長 佐々木 一

自分達の財産（マンション）の管理について、無関心な居住者が増えてきているとのアンケート結果に対するどのような対応をしたら良いのか？

マンションは、私有財産であるがその適正な管理を確保するには、管理組合の円滑な合意形成や各区分所有者の住まい方に対する自覚が不可欠である。

区分所有法では、「区分所有者は、全員で建物並びにその敷地及び付属施設の管理を行う為の団体（管理組合）を構成する」と規定され、そして、「マンション管理適正化の指針（国交省告示）」では、管理組合が留意すべき基本的事項として次のように述べています。

***マンション管理の適正化の基本的方針**

1、マンション管理の主体は、マンションの区分所有者等で構成される管理組合

であり、管理組合はマンションの区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、又、長期的な見通しを持って適正な運営を行う事が重要である。（以下略）

2、管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識し、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等その役割を適切に果たすよう務める必要がある。

***管理組合の運営**

①理事会が中心となり、事業計画に基づいて運営を進めます。

②管理を第三者（管理会社等）に依存するだけでなく、管理組合が中心に成って、自主的な運営を図ることが必要です。

③高齢化対策からいざという時、住民間での共済活動意識が芽生えるような検討をすることも必要です。

④居住者は、組合がどんな活動をしているのか知りたく思っています。又、将来に対する不安も抱えています。定期的な情報の伝達が必要なのです。

⑤通常、年に1回開催する定期総会への出席率アップの方策を講じましょう。それは、管理組合活動に関心を持つてもらおうと、重要案件を沢山の人が何度も見直し検討する事で、更なる良策を見出す可能性が高いからです。

⑥管理費や修繕積立金の使途を確実に会計報告する事が、管理組合をよく知ってもらうポイントです。

⑦居住者にはいろいろな見解を持った方がいます。マンション管理にその方の力をお借りすることも検討しましょう。

***区分所有者の役割**

①管理は、全員が共同で行う事が原則です。マンション管理組合の業務は「財産管理」であるとの発言もあるように、無理解、無関心で参加しないことは、自分

の財産を損ねることになります。

②快適な住環境の維持・向上の為、自分から組合活動に積極的に参加するようにしましょう。

③組合業務は、決して難しい物ではありません。理解できるようにしましょう。

④マンション管理の基本的ルールは、「管理規約」です。総会の際には持参するようにしましょう。

***まとめとして**

管理組合は、組合員が組合活動に興味を持つような良好なコミュニティ「マンション」に住む人が共同意識を持って共同生活を営む集団」を構成し、合意形成の為の条件を整え、日頃の生活の中から、気軽に参加できるような環境を作っておくことが必要です。

即ち、管理組合は、各区分所有者の意志の「合意」によって、管理を行うものだから、組合員は、管理組合の一員として組合運営に積極的に参加する等その役割を果たすことが大切です。

低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社
建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフツ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタン

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931

国土交通省「平成25年度マンション総合調査結果」を公表

国交省は、マンション理管に関し、これまでに講じられてきた施策の効果の検証と必要となる施策の提示を行うための基礎的な資料を得ることを目的として、マンションの管理状況や居住者の管理に対する意識を調査し、平成26年4月23日、その結果を公表しました。

- (1) 調査の概要
- 1、調査方法～アンケートによる調査
 - 2、調査時期～平成25年12月
 - 3、調査対象～管理組合・区分所有者

	管理組合向け	区分所有者向け
アンケート配布枚数	3,634管理組合	7,484名
有効回収枚数（回収率）	2,324管理組合（63.8%）	4,896名（65.4%）

(2) 主な調査結果の概要

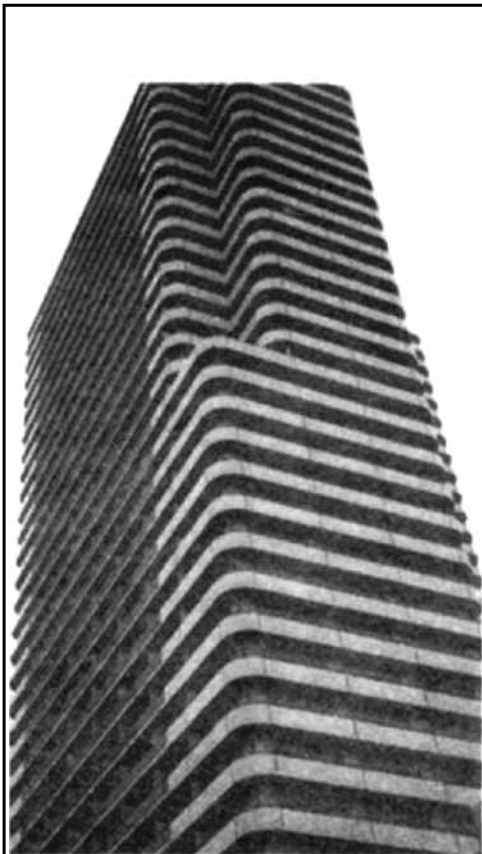
	項 目	平成20年	平成25年
1	管理費等の滞納戸数割合（3ヶ月以上） 完成年次が古くなるほど滞納割合は高くなる傾向	38.5%	37.0%
2	月／戸当りの管理費・形態別では単棟型の方が高い	15,847円	15,257円
3	月／戸当りの修繕積立金・形態別では単棟型の方が低い	11,877円	11,800円
4	賃貸戸数割合・賃貸割合が20% 越えのマンション	18.6%	18.2%
5	管理規約の改正状況・改正した実績が在る		71.8%
6	マンション標準管理規約の認知状況（H23年）		48.8%
7	マンション標準管理規約の準拠状況		48.4%
8	総会への出席状況（委任状等の提出者を含む）		79.4%
9	役員手当の支払い状況（報酬は支払っていない） （役員全員に支払っている）		73.1% 20.6%
10	理事会の開催状況（月に1度開催している） （2ヶ月に1度かいさいしている）		48.5% 20.7%

・全体の調査結果では、①マンション居住者の状況、②マンション管理の状況、③管理組合の運営等多岐にわたって結果が公表されています。

・内容については、下記国土交通省のホームページを参照にしてください。

* 国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/manseidata.htm>



納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

第44回マンション管理 実践セミナー報告

6月8日 越谷市中央市民会館にて

【コミュニティ活動の關係】

サステイナブル（持続可能）な住まいは築30年を迎えるマンションが検討する大規模改修のメニューとは！

*テーマ1

【直結増圧給水方式を検討

するための正しい知識

講師は多くの工事実績を持つ建装工業株式会社、コーディネーターはマンション問題総合研究所より鳥海理事を迎え解説を行いました。

1. 給水方式の種類と特徴

まず、其々の給水方式の特徴を知り、個々の建物条件に合った選択が必要です。
給水方式には①高架水槽方



式、②圧力タンク方式、③加圧ポンプ方式と今回のテーマである④直結給水方式があります。

また、給水方式の変更は、既存給水設備の更新時期、大規模修繕工事などの機会を捉えて行うことがムリ、ムダのない工事に繋がります。

2. 直結増圧給水方式の特徴

【メリット】

- ①配水管から水栓まで直結され、新鮮な水の供給が可能。
- ②配水管の水圧を活用することによる省エネルギー化。
- ③受水槽やポンプ室が無くなく、敷地の有効活用が可能。
- ④受水槽・高架水槽が無く、水質管理・法定清掃が不要となり、また施設修繕費も軽減。（保守費用は要確認）
- ⑤停電時には直圧で低層階への給水が可能。

【デメリット】

①水道本管（配水管）断水時には、マンションも同時断水。

②震災時など水の確保に不安がある。
③停電時に高層階では断水の可能性がある。

3. 直結増圧方式改修計画例

【計画概要】

①高架水槽方式より直結増圧方式に改修。1階店舗は直圧方式を採用。
②機器撤去跡地を自転車置き場や防災倉庫として利用。
③共用部の給水配管の更新工事を同時実施。

【改修範囲の検討】

- ①受水槽及びポンプ
- ②揚水管
- ③高架水槽
- ④給水主管（給水立管）
- ⑤各戸メーターまわりの配管
- ・①から⑤へと工事範囲を広げるほど、コストと工事期間は共に大きくなる。
- ・①と⑤など部分的に改修する事も可能。
- ・各所の配管の劣化状況調査とコストを検討し改修範囲を決定する。
- ※余力があれば専有部の配管更新を管理組合で検討する。
- ※専有部は個人で対応する場合でも改修のガイドラインを

作成したり、共同購入などのかたちを取り、改修率を上げる事も重要。

【個別条件の検討】

①ポンプの選定と配管口径の算定（水理計算）

・ポンプの容量

・ポンプの全揚程を建物高さ配管経路、弁類を基に算定

・給水量と配管流速より主配管径と引込管径を選定

②ポンプの設置場所の計画

・ポンプのメンテナンススペースの確保

・美観、騒音等、イタズラや破損の可能性への配慮要

③配管経路の計画

・水道メーターからポンプ、建物内への配管経路を検討

・仮設給水管、天井や壁の撤去復旧範囲や仕上などの配慮要

④その他、受水槽跡地利用の詳細仕様などの検討

4. 直結増圧計画の条件

導入に必要な適用条件や戸数・階数は、地域により施工基準が異なっている為、個々の管理組合において専門家の協力を仰ぎ、事前に条件を確認しておく必要があります。

～ Totalでご提案します～
大規模修繕工事から設備改修工事、内装リフォーム充実したアフターメンテナンス体制で培った信頼が世代を超えた永いお付き合いを実現しています。

世紀を超えて 快適サポート

Kens 建装工業株式会社

首都圏マンションリニューアル事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-11-1

TEL03-3433-0503 FAX03-3433-0535

URL : <http://www.kens0.co.jp>



- 大規模修繕工事
- 給排水設備工事
- 各種防水工事
- 防音工事
- 内装工事
- 建物・設備診断



JQA-QM6964 JQA-EM6433

「首都圏マンションリニューアル事業部」

東北支店 千葉支店 横浜支店 中部支店 関西支店 札幌営業所 福岡営業所



*テーマ2

【玄関ドアの交換と開口部 (サッシ) の断熱化】

講師は株式会社LIXILビルリフォーム販売、株式会社サンエム、コーディネーターはマンション問題総合研究所より青山常務理事を迎え、バリアフリー化、結露対策など快適性を求めるための補助金制度の活用を中心に説明しました。(以下、セミナー抜粋)

経産省の国費補助金制度

1. サッシ改修で活用できる補助金

平成26年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金

①公募予算…30億円

②補助率…補助対象費用の三

分の一以内。

諸経費・設計費・建材以外の送料・交通費・廃材処分費・管理費・調査費・消費税及地方消費税・エネルギー供給業者への申請費等は補助の対象外です。

③補助金額…上限150万円/1戸

例…全50戸のマンションの場合…150万円/1戸×50戸=7500万円が上限金額となります。

④内容

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という)が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する制度であり、その製品はSIIに認められて登録された高性能建材を使用し、住宅全体の1次エネルギー消費量の15%以上を削減する事になります。

2. 経産省の高性能建材導入促進事業の概要

①趣旨

本事業は高性能建材の市場拡大と価格

の低減により既築住宅の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を行う者に補助金が交付される事業です。

②申請概要

集合住宅(分譲・賃貸)の場合、全体改修の申請が通常ですが、個々が申請する場合は、外窓、ガラスが管理規約で専有部と認められていることが前提となります。

対象事業には「住居部の全住戸改修」と「全体の断熱材改修」です。尚、リゾートマンションは事業の対象外となっています。その他申請に際しては、補助の対象、対象外の適応など詳細に規定が定められているため、内容を管理組合として十分認識した上で

専門事業者と事前の検討準備が必要です。

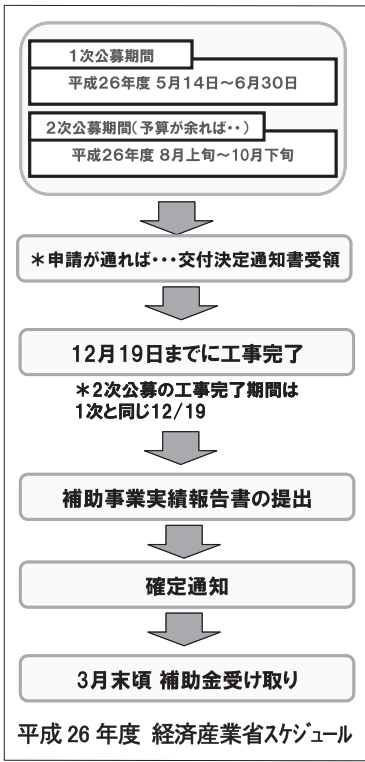
※左図は今年度の経済産業省のスケジュールと申請フロー

3. 固定資産税の減税

省エネ改修工事を行った住宅の翌年文の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)

が1年間、1/3減額となり、省エネ改修工事の金額が1住戸当りの工事で、工事全体の金額から補助金の金額を引いて50万円以上であれば、申請は可能です。但し、1住戸毎の申請となり、1級建築士の熱損失防止改修工事証明書と事前打ち合わせが必要です。

※賢くムリ・ムダのない修繕計画を！(埼玉ネット事務局)



窓の表情が美しく変わると気持ちも変わります

マンションの資産価値を高めると共に

断熱性と防音性と防犯性そして使いやすさをプラスした LIXIL のリフォームサッシ

お気軽にお問合せください

株式会社 LIXIL (リクシル)

リフォーム営業部 東日本支店 埼玉営業所

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町 1-23-6

TEL : 048-668-5084 FAX : 048-667-4850 担当 : 渡会 (わたらい)

第43回マンション管理組合 (秋季)実践セミナー報告③

昨年11月24日(日) マンションコミュニティ研究会代表 廣田信子氏の講演内容「管理組合運営とコミュニティ活動の関係」第3弾を掲載します。

(4) マンションコミュニティの活動の事例

①総会の活用

・議題を公募して、総会を自由な話し合いの場として、コミュニティを育てる。

・議案書の個別配布(総会に出席しない高齢・一人暮らし等に議案書を手渡しで、届けて内容を説明、同時に状況を確認する)

・座る場所を、工夫したり名札を用意して、お互いに顔や名前を覚えて、親しくなるように工夫する。

②防災訓練・防災への取り組みを活用

・階・グループごとの作業(消火器を扱う・テントを張る等)

・各戸安否確認訓練、(数人

のチームで全戸を周り、自宅での備えの確認、名簿に変更がないか確認。)

・防災ワークショップ(大震災でマンションに何が起るか、何が不安か、自分に出来ることは何かを自由に話し合う)

・エレベーター救出訓練(エレベーターのしくみや震災で起こることの理解と籠内に閉じ込められた人を自分達で救出する訓練)

・防災スタンプラリー・炊き出し訓練

③建物診断を活用
建物探検団、建物点検スタンプラリー

・管理業務を活用
植栽管理・清掃(グリーンデ

ー・クリンデー)

・つながりづくりの試み
あいさつ運動、フロアでの

会合・作業・回覧板
役員決めのお合(年1回)懇親会
カードコミュニケーション

(切手のいらぬ年賀状) 年賀状を交わしてお互いの近況を伝え合う事でいざという時、躊躇なく助け合える下地をつくる。

・楽しみを共有する行事を実施(イベントの実施)

(お花見、餅つき大会、クリスマス会、カラオケ、歩こう会他)

・共同開催、地域行事に積極的に参加、地域の方をご招待する等、地域とのつながりづくりに活用できる。

・サークル活動
(趣味のサークル・懇親サークル・老人会活動・茶話会・子供会活動他)

・管理組合が積極的に係わる場合、自然発生的なものがある。人と人とのつながりは、マンションの枠を超えて広がる(集会所等を地域に開放する等)

○安心住居の為の一段上の取り組み

・高齢者見守り(子供叱るな

通った道、年寄り笑うなこれから行く道)

5、防災とコミュニティ
(1) 防災からコミュニティを

育む

・近隣が自然に挨拶を交わし、さりげなく気を配り、情報を伝え合える関係を構築する事が、いざという時とても大きな意味を持つ。

・コミュニティは、人と人との1対1のつながりの集合体で、挨拶・声掛け等、普段の小さな働きかけが、つながりをつくっていく。

(2) 最悪を想定したシミュレーションをワークショップで
・ライフラインがすべてストップしたらどうなるか
・どんな立派な防災組織でも役員がマンションにいないれば機能しない

・交通機関が断絶したら管理会社の助けはこない
・深夜、電気が途絶えエレベーターが止まった危険な建物の中でどんな救助活動が出来るだろうか

・指定避難所に受け入れ体制はあるか、マンション内に避難所設置は可能か(居住者参加の防災ワークショップを開催、居住者が問題点を共有する事が有効で、そこから各自

がすべきこと管理組合が取り

組むことを構築する)

(3) 震災を前提の防災訓練を、又安否確認訓練は、つながりづくりに有効。

・火災発生時と震災発生時では対応が異なる

①火災発生時→いち早く避難、防火区画を確保、施錠せずに避難

②地震発生時→自宅に留まる、開口部を確保、避難時は、避難場所を明記して施錠

③震災に特化した防災訓練の実施→安否確認訓練、防災備品の棚卸と使用訓練は不可欠。マンション内訓練だけでなく、地域との共同訓練、両方が必要地域や行政の担当者と顔見知りになることは重要

(4) 集まって住むことを再認識する事です。

○マンションは、心強い住まい方→独立性が高い居住空間なのに壁一つ隔ててすぐお隣に人が暮らしている。

マンションは、プライバシーが守られながら、いざという時5秒でお隣という本来は、非常に安心な住まい方はずです。

以下、次号に続く

連載 私の町はどんな町②⑤

—ふるさとの童謡(一)—

わらべうた

日本の童謡のルーツは、全国各地で古くから歌われていた「わらべうた」です。確かな資料として残っているのは、日本書紀の皇極天皇二年(六四二年)の項に「童謡(わぎうた)」が書かれています。当時の童謡は、政治の事件を予知し、それを風刺した歌を童子達が辻々で意味も判らず歌っていたとことです。

今回は、埼玉県川越市が発生地で、全国各地で歌われ、今尚歌い継がれている「わらべうた」を二曲紹介します。

◎通りやんせ

通りやんせ 通りやんせ 此処は何処の細道じゃ

天神様の細道じゃ 天用が無い者通しやせぬ

この子の七つのお祝に お札を納めに参ります

行きはよいよい 帰りは悪い 恐いながらも 通りやんせ通りやんせ

天神様は川越の三芳野神社のことです。当社は九世紀の始めの創建で、川越城増築の時、城外にあった神社が本丸に近い城内になっ

てしまいました。従って番所の侍が一般庶民の通行を制限したため、参拝の目的を告げ、参道に入る事が許されました。城内では見張りの監視の目が鋭く、恐る／＼帰って

行きました。境内には一九七九年に埼玉銀行頭取の山崎嘉七によって「通りやせん」の歌碑が建てられています。

わらべうたには必ず遊びが併っています。この歌の遊び方は、二人が両手でアーチを作り、他の者は歌いながら次々とアーチの下を潜る。最後の人が通り過ぎようとする時、アーチの親は急いで手を下して、その子をつかまえる。そして色々

と問答をして、「この子は良い子、親の下に帰れ」と云って通してくれる。又は「この子は悪い子、地獄へ飛んで行け」と云って追い返す。

◎あんたがた 何処さ

あんた方何処さ 肥後さ 肥後何処さ 熊本さ

熊本何処さ せんばさ せんば山には

狸がおつてさ それを獵師が

鉄砲で打つてさ 煮てさ 焼いてさ

喰つてさ それを木の葉で

チヨツとかぶせ

川越市の城下町の大通りを余り聞いたことのない話し方で、大勢のおじさんが歩いていきます。遊び帰りの子供達がそれを見て…… (こども)「おじさん達はどこから来たのですか」

(おじさん)「はい、ひごから来たのでござんす」

(こども)「ひごって何処ですか」

(おじさん)「はい、熊本でござす」

(こども)「そんな格好して歩いていると、仙波山の狸と間違えられて討たれてしまいますよ」

川越市の「喜多院」の裏にある「仙波山」あたりで、子供とおじさん達の会話の風景です。幕末に薩長連合軍が倒幕のため、仙波山にも駐屯して

いて、その頃附近の子供達と仲良くなり、「手毬歌」として唄われ全国に広まっていたと云われています。

熊本では、熊本が発祥地だとしていて歌詩も、

「せんばさ」の次を、船場川にはエビさがおつてさ、それを漁師が網さでとつてさ、焼いてさ、喰つてさ、うまささがさつさ」と唄っているとのこと。

今わらべうたへの関心が薄れています。是非この優秀な日本の文化遺産を後世に残したいと思います。

(小島 次郎)

マンションの大規模修繕工事、 “瑕疵”への備えはありますか？

大規模修繕工事の『瑕疵保険』なら…



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 住宅あんしん保証

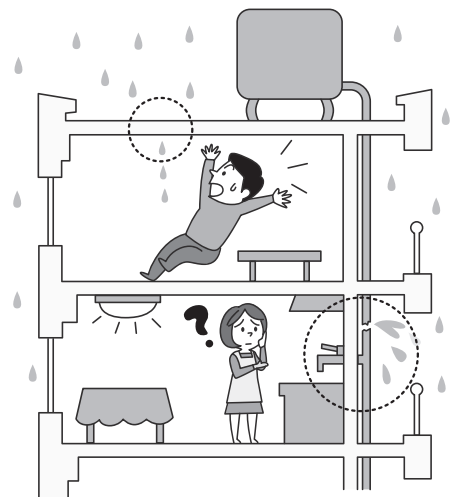
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1

TEL:03-3562-8122 FAX:03-3562-8031

までお問合せください！

住宅あんしん

検索



**「住宅リフォーム工事に、工事見積書
交付・義務化」
(改正建設業法が平成26年5月29日成立)**

住宅リフォーム工事のトラブル防止を目的として、建築業者への工事見積書の提示義務が強化された。
注文依頼者から、請求が求められた際、建設業者に義務付けられる見積書の提示や交付の見直しを行う。
工事完成後に手元に見積書がなく、工事前と異なる金額を請求され、トラブル等が発生する事から、注文者を保護する狙いもある。

建築業法第20条で、工事契約前に依頼者に見積書提示が義務付けられた。
これまで住宅リフォーム工事を中心としては、見積書を書面で作成せず、口頭で伝えていたり、不明で解らない単価・仕様・工事範囲を(一式)見積もりしているところも少なくない。
又、見積外工事を施工した建設業者が、工事前と異なる額を完了後に請求し、

注文者との間でトラブルに発展するケースも後を絶たない為、法改正前では、注文者に求められても提示するだけ良かったが、今後は、見積書を注文者に手渡す事を義務付けている。
建設業法ではこれまでも工事内容・工種別に応じて内容を明らかにする努力義務が課せられていた。又、見積書の交付が義務付けられた事で、契約前に注文依頼者への詳細な工事内容の説明や見積額を鮮明にし、納得の得られる見積書の作成が求められる事になる。

「65歳以上が過去最高の3168万人に」

総務省は、敬老の日に合わせて人口推計を発表した。

それによると65歳以上の人口が3168万人で、総人口に占める割合は、4人に一人と過去最高の25・1%に達した。

高齢者の増加を総務省は、第1次ベビーブーム(昭和22~24年)の内、昭和23年生まれの人が65歳に達した事によるものとしている。

高齢者の割合は、今後も上昇を続け、平成47年には、33・4%となり、3人に一人が高齢者になると見込まれている。

又、国立社会保険・人口問題研究所は、同月に高齢者の内、一人暮らし(単独世帯)が急増し、平成47年には53%増の762万人になると発表した。

高齢者人口の増加は、マンションでも同様で、その方向に間違いなく進んでおり、役員の成り手不足・認知症・孤独死を耳にすることが多くなってきた。

役員の成り手がいないのは、高齢化だけでなく管理組合業務の専門性や居住者相互のコミュニケーション不足にも原因がある。

事務局インフォメーション


- ・今年も、5月中旬に各管理組合理事長様宛に今年度の会費の請求書を送らせて頂きました。
- NPO 埼管ネットの事業活動資金は、皆様の会費によって賄われておりますので、よろしくお願い致します。
- ・又、会費の請求書と一緒に役員(理事長様)変更届も同封しております。
- NPO 埼管ネットでは、地方公共団体と協働で地域交流会・ミニセミナー等も開催しております。
- 理事長様変更届は、イベント等連絡用にも利用させていただきます。

ホームページからの情報発信 <http://www.saikan-net.com/>
事務局への連絡にもご協力ください

マンションLife バックナンバー ユーザー名 saikan-user パスワード **1705**

大規模修繕工事専門会社
実績に基づく豊富なノウハウ
充実のアフターケア

創業160年
伝統が伝える改修工事

 ヤマギシリフォーム工業株式会社

第2事業部(北関東支店)

〒337-0051
埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-53-12
TEL 048-687-1710 FAX 048-687-1721



23万戸超の改修工事実績と
経験はお客様からの信頼の証です!

<http://www.ymgs.co.jp>